

タイトル	農業基本法制定前夜の北海道稲作：道産米の技術開発 ・「ゆめぴりか」への道
著者	太田原，高昭；OHTAHARA, Takaaki
引用	
発行日	2010-09-30

農業基本法制定前夜の北海道稲作 ——道産米の技術開発・「ゆめぴりか」への道①——

太田原 高 昭*

1. 北海道開拓と北方稲作の展開

(1) ゼロからの出発

1961年は農業基本法が制定された年として、日本農業史のうえで大きな画期となる年であった。その前後における北海道稲作の状況について『ホクレンの50年』は次のように述べている。

「本道の水稲作付面積は、昭和30年代に入って以降、毎年3千ヘクタールから1万ヘクタールの増反を示し、加えて気象、土壌条件に適した品種の育成、栽培管理技術の進歩、さらには昭和32年から、同38年にいたる順調な気候のせいもあって、この間における稲作は、反収、収穫量ともに急激な伸びをみせた。そのなかでも昭和36年の10アール当たり収量422キログラム、38年の全収穫量86万7,700トン、本道稲作史上、最高の記録を示した。また36年には、ついに新潟県を抜いて、全国一の生産県の位置を占めるにいたり、国民食料の主要生産基地として、全国的に脚光を浴びることになった。」

農業基本法が制定された同じ年に、北海道稲作が総収量において日本一になったことは、稲作の分野だけでなく、北海道農業にとってまさに画期的な出来事であった。近代日本の北海道開拓にあたって、稲作は文字通りゼロからの出発だったからである。

松前藩時代の記録によれば、道南の江差村や大野村において、稲作に成功した事例がみられるが、それは断片的な試みであり、定着したものではなかった。松前藩は、米ではなくニシンを基礎に置く特殊な経済制度をもち、稲作は藩経済の基本を揺るがすだけでなく、幕府や他藩の蝦夷地への野心を引き起こすとして、禁止策をとっていたとみられる。

それでも『植民公報』によれば、1969(明治2)年における道内の水田面積は332.3町歩、これが北海道稲作のスタートとなった。しかし、稲作禁止の姿勢は明治政府の開拓使にも引き継がれた。開拓使顧問ケブロンをはじめ雇い外国人は全て稲作を知らず、開拓使の方針も稲作に否定的であった。行政機構が開拓使から三県時代を経て道庁に変わっても、この方針は変わらず、道庁職員は弁当に米飯を用いるべからずという米食禁止令まで出された。

道庁の方針が稲作奨励に転換するのは、明治中期、財務部長酒匂常明の登場からであるが、酒匂の着任当時すでに道内には2,600町歩の水田が開かれていた。開拓農民の稲作への意欲は

* (おおたはら たかあき) 北海学園大学開発研究所特別研究員

きわめて強く、官側の抑圧をはねかえしていたのである。そのための大きな力となったのが、道央部で初めて水稻栽培に成功した島松の中山久蔵であった。中山が独力で作り出した耐冷品種は「赤毛」とよばれ、明治期を通して北海道を代表する品種となった。北海道農業には「官依存」との評言がついてまわるが、稲作については、むしろ官に対抗する農民の実践がその基礎を築いたのである。

(2) イネ北限の前進

その後の北海道稲作の進展はめざましかった。大正元（1912）年にはすでに作付け面積4万5千町歩を超え、その後も直線的に増加して1932年には19万9千町歩と戦前のピークに達し、この時点ですでに国内有数の米産地となっていた。イネ栽培の北限線は、明治初年には函館周辺にあったが、1880年には札幌まで北上し、1900年には上川盆地、1910年には名寄盆地および十勝、1923年にはついにオホーツク海に達している。このように急速な北進は世界的にも例をみないものである。

この動きを支えたのは、まず耐冷品種と寒地に適した栽培法の創出だった。中山が開発した赤毛種は石狩、空知にまで広がったが、北限を上川まで押し上げたのは、琴似屯田の江頭庄三郎によって赤毛種から選抜された坊主種だった。坊主種は芒（ノギ）がないところからその名があるが、この特性を活かしたブリキ製の直播器「タコアシ」が上川の篤農家末武市次郎によって考案され、坊主種とタコアシの組み合わせはイネの栽培面積を一気に拡大した。このような明治期の技術革新がいずれも直接生産者によって担われていた点に、形成期北海道稲作の農民的性格があらわれている。

官側の稲作についての試験研究体制は、畑作や畜産に対して出遅れたが、大正期に入ると農事試験場における組織的、近代的研究の成果が現れてくる。育種についてみると、その最初の傑作が農民的品種の到達点である坊主種からつくりだされた「走り坊主」種であった。これは熟期が坊主より1週間早い極早稲種であり、それまでの北限の上川を超えて北見、宗谷、十勝と文字通り全道を走り回った革命的品種であった。これ以降、稲作技術の開発も主として農事試験場によって担われることになる。

イネ北限線がオホーツクにまで達すると、稲作への熱意はさらにイネのつくれる土地を求めて、それまで利用されることなく放置されていた広大な泥炭地原野の開発に向けられていった。大正中期以降になると、米騒動の原因となる米価高騰が続き、かつてない造田ブームが訪れていた。北海道でも第2期拓殖計画の中心課題に泥炭地開発による水田面積の拡大を掲げ、富良野盆地や夕張川、千歳川など中河川流域が昭和初期にかけて水田化され、美唄原野や岩見沢原野など石狩川中流域も戦時中の食糧増産政策の下で大規模な土管排水が行われ、今日みるような美田が形成された。

泥炭地の水田化は、『北海道農業発達史』のいう「内延的拡大期」の主役となったのであるが、そのことは新たな問題を発生させた。それが稲熱（イモチ）病である。イモチ病は昔からイネ

の大敵であったが、1931年から1933年にかけて連続冷害に重なるように大発生し、それが泥炭地の開田が進んでいた南空知に集中したのである。この病気は肥料の増投によって発生しやすくなることがわかっていたが、有機質を多量に含む泥炭土壌はその発生条件を十分に備えていたのである。しかしこの難問も、1932年に発表された北海道大学植物病理学教室の伊藤誠哉教授の総合防除法によって解決され、その後の泥炭地稲作の安定につながった。北海道の泥炭地だけでなく、総合防除法の確立が世界の稲作農業の安定に果たした役割の大きさははかりしれない。

(3) 実学伝統の形成

もともと熱帯植物であったイネの北限が、このように急速に北上し、短期間に産業として定着するに至ったことは、北海道農民の努力と科学技術の発展が緊密にむすびついて成し遂げた農業技術上の世界的な偉業といえる。それは寒地稲作という悪条件に正面から向き合ったからこそ得られた成果であり、その成功体験が北海道の農業試験場や大学に独特の実学伝統を残したように思われる。

上に挙げた技術開発に即してこの点をみてみよう。育種技術の基礎は遺伝学であるが、わが国における遺伝学研究は札幌農学校に始まっている。1900年にド・フリースらによってメンデルの法則が再発見されるが、その2年後には『札幌農学会報』に星野勇三がその内容を紹介しており、これがわが国初のメンデルイズム紹介論文とされる。星野は学説の紹介に止まらず、ただちにエンドウおよびイネへの応用試験を開始し、これもわが国初の育種学講座開設につながっていく。この遺伝学導入と品種改良への応用の早さは、寒地稲作の安定という時代の要請に応えようとする課題意識に支えられていたのである。

泥炭地開発も、それまでの府県農業には未経験の課題で、札幌農学校や農事試験場は泥炭とは何かという基本問題から取り組まなければならなかった。この課題を新渡戸稲造から引き継いだ時任一彦は、泥炭地研究の先進地ドイツに留学し、1914年『泥炭地改良及利用論』を著わしてわが国の泥炭地研究の基礎を置いた。さらに農事試験場における時任の教え子らによって排水、客土、石灰施用という基本技術が完成され、政策投資を伴う大規模な泥炭地開発が実現したのである。こうした研究は、戦後も石狩川下流の篠津原野1万ヘクタールの開発などに活かされただけでなく、近年の湿原保存など環境問題にも学問的基礎を提供している。

伊藤誠哉のイモチ病研究は、その成果の実践的意義において巨大だっただけでなく、研究方法と研究体制のうえでも教訓的であった。伊藤教授が農事試験場病理部長を兼任していたことから、この研究は大学と試験場の共同研究として進められ、また土壌学、作物学、昆虫学など多くの専門家が参加した学際的研究であった。また総合防除法の実施に当たっては病害の特質から個々の農家の実施でなく、集落ぐるみ、村ぐるみで取り組む必要があったから、研究機関、行政機関、農業団体、そして現場の農民が一体となった総合的方法によって進められた。今日の産官学提携のモデルともいえるべき取り組みがこの時期に大きなスケールで行われていたこと

は注目されてよい。

このようなかたちで形成され蓄積された実学伝統が、今日に至るまで北海道農業を支えているのであり、それが北海道農業の強みとなっている。とくに稲作においては、繰り返し現れる危機に際して、この強みが遺憾なく発揮されることをこの後しばしば見ることになる。

(4) 試験研究と普及

以上のように新開地北海道の農業では、とくに試験研究とその成果の普及体制が重要な発達要因になっているが、戦後におけるその整備状況について簡単にみておこう。

試験研究については、1949年に閣議決定された農業関係試験研究機関整備要項に基づき、翌1950年から国立農業試験場と都道府県立農業試験場が分立することになり、北海道では琴似の農事試験場が、あらためて農林省北海道農業試験場と北海道立農業試験場として再発足した。前者は後に農林省種畜試験場と統合されて月寒に、後者は長沼に移転する。

これより先、1948年には農業改良助長法が公布され、それまで農業会の仕事であった農業技術指導が、アメリカのエクステンション・ワークに学んで地方自治体の任務となり、農業改良事業が発足した。北海道では全国に先駆けて1949年から全道241地区に農業改良相談所(後に農業改良普及所)がスタートした。農業基本法公布直前の1959年には1,300人の普及員が「緑の自転車」で農村を駆け回っていた。農業改良事業は狭義の技術指導にとどまらず、経営改善、生活改善、青少年育成など広範な分野にまたがっていたから、普及員は「不休員」と呼ばれるほど活躍し、その功績は大きい。

試験研究と普及事業との連携は当初から重視されており、道立農業試験場に農業改良普及員養成のための農業技術講習所を併設したほか、普及側からの研究要望課題を設定する技術連絡室、さらに試験研究の成果を普及の立場から検討、指導する専門技術員制度などがはやくから整備されていた。

2. 農地改革後の飛躍的發展

(1) 戦後自作農体制

戦前の水稲作付け面積は、1930年をピークに減少に転じ、再び増加するのは終戦後、農地改革の効果があらわれる1950年前後からである。それからの伸びは急速で、1949年の143,840町歩に対して、1959年には192,100町歩、10年間で34%増加した。面積の拡大だけでなく、10アール当たり収量も、1949-52年の平均295kgから1957-59年平均367kgへと24パーセント上昇した。あらためて農地改革の生産刺激効果の大きさがわかる。また開拓期いらい米の移入県だった北海道は、このような生産力発展により1953年には移出県に転じ、前述したように1961年には全国最高の生産量を記録するのである。

戦後農地改革の意義は、単に農地の所有権を耕作者に移転して地主制度を解体したことにと

どまらない。1945年12月の「農民解放令」は「小作人であった者がふたたび小作人に転落しないための合理的な保護の規定」を農地改革計画に定めることを求めていた。それは小規模で未成熟な戦後自作農が、発達した資本主義経済の中で生きていくための保証として農地制度、農業金融制度、農産物価格制度、農業改良普及制度、農業共済制度、農業協同組合制度などに具体化され、そのための法体系が戦後自作農体制とよばれることになったのである。

これらは当時の国家目標であった戦後自作農の安定と食糧増産に大きく貢献したが、北海道においてとくに効果的だった制度として農業共済制度と農業協同組合制度があげられる。農業共済制度は、後に畑作や園芸にも適用されるようになるが、1948年の発足時には農産物共済(米麦)と家畜共済がその内容だった。家畜共済は、北海道酪農の発展のうえで決定的な役割を果たしたし、農産物共済も厳しい気候条件の下にある北方稲作の守護神となった。とくに1953, 54, 56年の連続冷害は農業共済制度の有効性を実証し、制度拡張の契機となった。

1947年の農業協同組合法に基づいて全国一斉に設立された農協およびその連合会は、戦前の産業組合や戦時の農業会のあり方を転換して、戦後自作農によって組織される自由と民主主義の協同組合とされた。しかしそれは法理念のうえのことであって、実際には統制団体としての農業会の事業と人員を引き継ぎ、しかも迫り来る食料危機に対処するため短期間に組織せざるをえなかったことから、「農業会の看板塗り替え」と評されるような実態から出発したのが実情であった。

それは在村地主を中心とする農村社会の旧秩序が、農地改革後もつよく残存していたことと関連していたが、北海道はこの点で府県と異なっていた。新開地北海道では大規模な不在地主が地主勢力の中心だったのであり、農地改革によって彼らが一掃された農村現場では、戦後自作農自らが新しい秩序を作り出さなければならなかった。新しい農協の組織も、こうした農村指導層の交代の中で行われたのであり、それだけ「戦後自作農の協同組合」としての性格を設立の当初から備えていたとみることができる。北海道の農協およびその連合会が、しばしば府県のそれにみられない積極性を発揮する根拠がここにある。

(2) 生産力の戦後段階

このような自作農維持政策に守られて実現した農業技術の向上は、「農業生産力の戦後段階」とよばれる画期をなした。1960年当時の北海道稲作におけるその具体的内容を『北海道農業発達史』によって整理すれば次のようになる。

収量の増加と安定に貢献したのはまず品種改良であった。地域によって多様な品種が作付けされていたが、主なものは新雪、フクユキ、新栄、ミマサリ、栄光、農林20号、豊光、ヤチミノリなどであり、農林20号以外は戦後開発された品種である。その特性は第一に耐冷・多収であり、その代表格がミマサリであった。『発達史』は、ミマサリが最高の割合を占める上川・永山村の実態調査からの知見として、「反収多く、耐冷性の強い品種を農家は選ぶ」「農協、改良普及所の指導としては、食味のよい品種を奨励しても、現在の食糧制度の下での等級格差程度

では、なかなか農家は指導についてこない」と述べている。食味よりも多収性を優先するこの
体質が、後に道産米の危機を招くことになる。

栽培技術では、戦前段階で支配的であったタコアシによる直播が限界地を除いてほぼ姿を消
し、保護苗代と移植が変わった。また低温対策として深水灌漑が急速に普及した。これは終戦
直後の時期に北海道大学の酒井寛一（後鹿児島大学）が、障害型冷害の発生機構を突き止め、
それまで経験的に知られていた深水灌漑の有効性を科学的に立証したことの影響が大きい。こ
の発見は、基盤整備事業における高畦の採用にもつながっている。このように1953年からの連
続冷害を経験する中で、冷害とのたたかきも前進していた。

しかし、戦後において最も注目される技術的要因は、機械化と化学化の進展であろう。『発達
史』は戦前の農業技術を「畜耕手刈り段階」と特徴づけているが、戦後の水田農業ではこのう
ち「畜耕」が自動耕耘機に置き換わり、「馬から機械へ」の流れをつくっている。ただし1960年
当時の耕耘機の普及率は中核地帯でも50%水準であった。収穫作業はまだ「手刈り」および自
然乾燥を残していたが、脱穀調整過程では全自動脱穀・調整機が急速に普及しつつあった。除
草作業では株間除草機の出現によってほぼ手取りがなくなったが、すでに「2-4D」や「MCP」
などの除草剤も使用されるようになっていた。

施肥技術についてみると、戦後の特徴は「多肥化」にあった。全道的な肥料の消費量は、1950
年に戦前水準に復帰し、1960年にはその2倍に達している。こうした「多肥化」を支えたのが
肥料工業の復興による化学肥料の増産であり、硝安、塩安、尿素など新肥料の登場であった。
一方、有機質肥料は、主軸であった堆肥が機械化に伴う耕馬の消滅で減少していた。戦後にお
ける水稲単収の増大を支えていたのは化学肥料の多投であり、「多肥多収」が稲作技術の王道と
なっていた。防除についても、集落や農事実行組合を単位とする動力噴霧器による共同防除が
普及し、農薬の大量散布が始まっていた。

(3) 総合開発計画と稲作

このような「多肥多収」稲作を支えたのは土地改良の進展であった。造田を含む土地改良は、
地主制の下では地主の仕事とされていたが、農地改革後は自作農が自ら行うものとなった。そ
れが旧来の耕地整理法や水利組合法、北海道土功組合に代わって制定された土地改良法(1949)
の精神である。そこでは自作農の組織である土地改良区が土地改良事業の事業主体となること
が定められているが、土地改良事業の公共的性格から、大規模な事業については国営、都道府
県営など公共事業として行われることとされていた。

とくに北海道については、食糧増産の社会的要請の下に大規模な土地改良事業が継続的に実
施された。この点で重要なのは、1950年に北海道開発法が制定され、それに基づいて北海道開
発庁が設置されたことである。1951年にスタートした第一次北海道総合開発計画は道路や河川
など総合的な内容を有していたが、その中で最大の費目を占めていたのが農業であり、当時の
北海道に最も期待されていたのが食糧増産であったことがわかる。開発計画の農業支出は、開

拓事業と土地改良事業に絞られており、その他の農業関連予算は農林省の管轄となっていた。

土地改良事業の中核をなしていたのは、造田、灌漑、排水、客土などの水田関連事業であった。中でも注目に値するのは石狩川流域総合開発計画である。これは石狩川流域のおよそ 14 万町歩を対象に、新規開田 4 万 8,000 町歩、既存水田の用水補給 6 万 4,000 町歩、米にして 13 万 3,000 トンの増産をめざすという雄大な計画であった。桂沢、鷹泊、金山、二股、豊平峡などの代表的な多目的ダムが建設されたのはこの計画によってである。石狩川流域だけでなく、十勝川水系の中士幌地区、天塩川水系の天塩川上流地区、道南の大野地区などの総合灌漑排水計画も実行され、水田地帯は根室、宗谷支庁を除く全道にひろがった。

とくに篠津泥炭地開発は、同じ時期の愛知用水と並んで、世界銀行からの借款による大規模開発として有名である。現在一面の美田がひろがる新篠津村を中心とする石狩川下流の右岸地区は、かつて広大な泥炭湿地であり、すでに明治期から排水溝を掘るなど開発が試みられてきたが成功せず、未利用地として放置されてきた。計画は延長 24 km の篠津運河の開鑿による排水と、軌道および機械送泥による大規模な客土を組み合わせ一町歩を超える開田を実現した。それは戦前から積み上げられてきた泥炭地開発の総仕上げともいべき事業で、改良された泥炭地の生産力の高さを証明したのものである。

3. 高度経済成長と農業政策の転換

(1) MSA のくびき

経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言したのは 1957 年のことであったが、サン・フランシスコ講和条約、朝鮮戦争、「神武景気」などを経過した日本社会はようやく戦後復興期を抜け出して、経済成長の新たな軌道を描こうとしていた。農地改革によって誕生した戦後自作農を保護し、彼らを担い手として食糧増産を図ろうとする農業政策の基調にも大きな転機が訪れる。

1954 年、わが国はアメリカの MSA 援助を受け入れた。MSA 援助とは、アメリカが余剰農産物の処理と同盟国への軍事援助を結びつけたもので、深刻化しつつあった余剰農産物を贈与および貸与し、受け入れ国の政府が国内でそれを販売した代金を積み立てて武器の購入または兵器産業への設備投資を行うというものであった。わが国がこれを受け入れたことは、朝鮮戦争で明確になった冷戦体制の下で、アメリカ主導の再軍備に踏み切ると共に、農産物の増産、自給政策から輸入依存政策に舵を切ることを意味していた。

MSA 援助によって大量の小麦、とうもろこし、大豆、バター、葉たばこなどが安く国内市場に出回り、統制が解除されていたこれらの品目の価格を引き下げ、いわゆる MSA 恐慌を引き起こした。MSA 以外のルートでも、飼料用穀物の輸入と売り渡しを政府が行う飼料需給安定法（1953）、輸入小麦と脱脂粉乳に依存した学校給食法（1954）などによってアメリカ余剰農産物が大量に流入した。飼料需給安定法は輸入飼料に頼る畜産の奇形化をもたらし、学校給食法はいわゆる食生活の洋風化の大きな要因とされている。

このような政策転換は、畑作への依存度の高い北海道農業にとっては、とりわけ大きな打撃となった。しかもこの過程が1953年からの連続冷害と重なったから、北海道農業は一気にその脆弱性を露呈させられた。食糧増産を目標とした第一期北海道総合開発計画も目標達成率が50%にとどまって、中谷宇吉郎の論文「北海道開発に消えた八〇〇億円」などの批判を呼び起こした。戦後復興、食糧増産という課題において特別の期待を寄せられていた北海道の位置づけにも転機が訪れていたのである。

こうした転機に際して、農業関係者はどのように対処したのだろうか。農協系統組織はMSA受け入れや輸入拡大政策に対して「高度の政治問題」として何の意思表示もしなかった。これに対して北海道では1954年9月、農民同盟、農民組合、開拓者連盟が共催し、農協の各連合会が後援する緊急全道農民大会が開催され、「アメリカの押しつけ食料輸入による北海道農業の危機を守れ」のスローガンを掲げた。これは道内の農民組織が統一して開催した戦後初の集会であり、北海道の農業関係者が敏感に事態に反応していたことがわかる。

(2) 基本問題調査会

海外からの大量の農産物の流入は、MSA援助物資にとどまらず、1959年のGATT合意によって農産物自由化の流れが決定的となった。一方、国内農業の回復・増産も著しく、1955年の大豊作を契機として、農業政策の抜本的転換を促す声がとくに政財界の中にひろがった。農業側からも、経済成長に伴って顕在化してきた農業と他産業との所得格差を解決するための基本問題と基本対策を明らかにすることが求められていた。

政府はこのような要請に応えるために農林漁業基本問題調査会を設置し、基本的施策の確立のための意見を求めた。その趣旨は次の通りである。「わが國農林漁業生産は戦後著しく増大し、国民経済の復興に寄与するところ大なるものがあつたが、近年農山漁民の所得は他産業従事者のそれと比較すれば相当の格差をみせており、また、今後の国民経済の成長と歩調をあわせて農林漁業の発展を期することも容易でない事態にある。したがって新たな角度から経営、価格等の農林漁業上の諸問題や、これらと関連する雇用、貿易等の国民経済上の諸問題にわたる調査審議を本調査会に期待し、もって農林漁業に関する基本問題施策の確立を図りたい。」

基本問題調査会は、東京大学教授東畑精一会長の下に「構造」「需給」「所得」の三小委員会を設けてただちに作業に入った。林業と漁業についてはそれぞれの部会において審議された。調査会の第一回総会が開かれたのは1959年7月であったが、1960年5月には早くも諮問に対する答申「農業の基本問題と基本対策」が発表された。基本対策として示されたのは、所得均衡、生産性向上、構造改善の三本柱であり、これが農業基本法の骨格となるのである。

これを受けて1960年5月に北海道農林漁業基本問題審議会が発足し、北海道農林漁業の基本問題と基本対策を調査審議することになった。これだけを見ると國の方針が決まってから、それに基づいて地方としての対応に着手したようにみえるが、北海道の場合はそうではない。道条例に基づく審議会が発足するのに先立って、1959年1月に北海道農業会議が農業基本問題研

研究会（矢島武会長）を設置し、それに農業団体、市町村、道段階の関係機関などが参加して基本問題対策協議会となって検討を続けていた。対策協議会となったのが同年7月だから国の基本問題調査会の発足と同時であり、農業会議による研究会の設置はそれより半年早い。しかもそれにはさらに次のような前史があった。

(3) 大冷害とマル寒法

農地改革後の農業技術が飛躍的に高まったとはいえ、畑作を含めた北海道農業の生産力は厳しい気象条件や特殊土壌などからくる不安定性を克服できていなかった。1953, 54, 56年と続いた冷害は、こうした北海道農業の弱点を露呈させることになった。とくに1956年のそれは大正2年くらいの大冷害となり、農家経済は一挙に逼迫した。これに対して道や国は様々な救済策を講じたが、いずれも一時的な応急対策であり、北海道農業の特殊性をふまえた恒久対策を求める声が高まっていた。

三年越しの冷害が決定的となった1956年9月には全道農民大会、全道農協大会が開催され、さらに道、開発局、農民組織、系統農協等を網羅した北海道冷害対策連絡会議が結成された。道はそこでの論議を国に対する「北海道冷害恒久対策に関する要望」にまとめ、北海道開発審議会も「寒地農業確立のための恒久対策に関する建議」を政府に提出した。このような動きを受けて、国はかつてない規模の営農改善資金を手当てすると共に、北海道を対象とする「恒久対策」の検討に入った。

こうした経過を経て1959年4月に制定されたのが「寒冷地畑作農業振興臨時措置法」（通称マル寒法）である。マル寒法は、北海道の「寒冷がはなはだしい特定の畑作地域」を対象とする単独の長期低利資金制度であり、5年据え置き20年償還という融資条件や、一件当たりの資金額の多さなど当時としては画期的な融資制度であった。何よりも食糧増産政策が後退し、農林予算が減少していく時期に、北海道独自の地域立法が成立し、北海道農業の特性と役割の重要性が法認されたことの意義は大きかった。北海道農業がこのようなかたちで国政の中に位置づけられたことがその後の農政活動に有利に働いたとされるなど、マル寒法を引き出したこの時期の官民一体となった運動は重要な意味をもった。

しかし、道側の要望は、畑作だけでなく限界地稲作の安定や酪農畜産振興を含むものであり、長期低利の融資制度も、金融ベースから閉め出されがちな中下層農家対策として発想されていた。これらはマル寒法に連動する道の独自対策として、家畜購入資金を貸し付ける「低位経済力農家畜産振興対策」や、制度金融の条件緩和をはかる「低位経済力農家資金制度」となった。この時期の道政は「革新知事」といわれた田中知事の下にあり、下層農重視の施策がとられていたことに注意しておく必要がある。

北海道農業基本問題対策協議会における検討も、こうした経緯を引き継いでいたのであり、単なる国政の後追いではありえなかった。冷害を契機とした「恒久対策」という問題自体が、まさに北海道農業の基本問題と基本対策の独自の課題を示していた。そして検討の方向も、国

政のそれが「三割農政」といわれる構造政策を基本としていたのに対して、北海道では「中下層農対策」に重点を置く独自のスタンスが形成されていたのである。

参考文献

- 北海道立総合経済研究所編：北海道農業発達史，上・下巻（1963）
- 北海道農業会議編：戦後北海道農政史（1976）
- 農林漁業基本問題研究会：農業の基本問題と基本対策〈解説版〉（1960）
- ホクレン：ホクレンの50年（1968）
- 北海道農業改良普及員協議会：北海道農業改良普及事業40周年記念誌「北を拓く」（1988）
- 北海道地域農業研究所編：21世紀の北海道農業と農村（1998）
- 太田原高昭：北海道農業の思想像，北海道大学図書刊行会（1992）